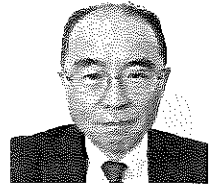


発行日
令和3年8月20日
発行者
東金市南上宿2-8-16
一般社団法人東金青色申告会
会長 板倉 孝夫
電話 0475-52-1284
FAX 0475-55-5219

青色申告 東金 広報

【特集】
・東金税務署長
着任挨拶
・教えて！
『インボイス制度』
ってなに？
(P2~P3)



着任のご挨拶
東金税務署長 藤井 寛晴

七月の人事異動により東金税務署長を拝命し、札幌国税局名寄税務署から転任しました藤井でございます。

一般社団法人東金青色申告会の皆様、本誌面をお借りしてご挨拶申し上げます。板倉会長をはじめ役員の皆様並びに会員の皆様には、平素より税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、貴会におかれましては、これまで永年にわたり「確定申告期間中の青色コーナーにおける青色申告制度の普及」や「記帳指導」などを通じて、健全な税知識の普及、適正な申告と納税の実現のための活動を活発に展開されていると伺っております。貴会の活動に對しまして、心から敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

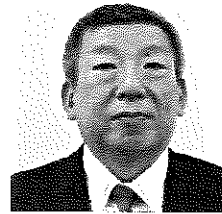
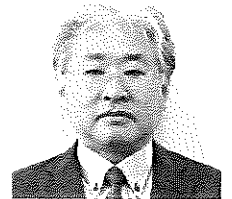
一方で、世の中はいまだコロナ禍という難しい状況にあります。昨年来、貴会の活動はもとより、皆様のご事業にもいろいろな影響やご苦労があるものと拝察いたします。私どもといたしましては、納税者の皆様の実情に十分耳を傾け、例えば納税が困難な場合には納税の猶予制度をご案内するなど、迅速かつ丁寧な対応を心掛けてまいります。

さて、ご承知のことと存じますが、令和2年分以降の65万円の青色申告特別控除の適用には、「e-Taxによる申告又は電子帳簿保存」が要件とされており、青色申告会の皆様と連携しながら、ICTを利用した記帳やe-Taxの更なる普及・定着に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、お願いばかりで恐縮ですが、令和5年10月からの消費税の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入に向け、本年10月から「適格請求書発行事業者の登録申請書」の受付が開始されます。この制度の円滑な導入に向けて、広報・周知に努めてまいります。皆様には、ぜひe-Taxによる登録申請のご利用をお願い申し上げます。

結びになりますが、一般社団法人東金青色申告会の益々のご発展と役員並びに会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の着任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

副署長
金井 勉 (留任)



第一統括官
金子 潤 (留任)



審理指導担当上席
久保 正樹 (留任)

東金税務署には、多方面にわたり、青色の活動を支援いたしております。令和3年度も1年間よろしくお願ひいたします。

11月に各会場で《記帳点検相談会》を開催

今年も《記帳点検相談会》を下記の日程で行います。各種帳簿、パソコン等を持って会場へおいでください。記帳に関する相談も受けています。お気軽にどうぞ。

記

- ・東金地区 11月8日(月) 青色申告会館
 - ・大網地区 11月24日(水) 中央公民館(15時まで)
 - ・白里地区 11月27日(土) いずみの里
 - ・九十九里地区 11月2日(火) 中央公民館(12時まで)
 - ・成東地区 11月11日(木) 山武市役所(12時まで)
 - ・山武地区 11月12日(金) あららぎ館(12時まで)
 - ・松尾地区 11月25日(木) 松尾ITセンター
 - ・蓮沼地区 11月24日(水) 蓮沼出張所(12時まで)
 - ・横芝地区 11月27日(土) 横芝光町文化会館
 - ・光地区 11月19日(金) 横芝光町町民会館
- *開催時間9時30分~16時まで

今年こそあなたも青色申告特別控除65万円をゲット！！

そのためにも『パソコン会計勉強会』へ

- 9月21日(火)
 - 10月19日(火)
 - 11月22日(月)
 - 12月21日(火)
- 9:30 ~ 16:00
*完全予約制。少人数で開催。
事前申込みをお願いします。

上記の日程は無理という方、個別相談も可能です。
まずは東金青色申告会へお問い合わせを！！

***昼間は無理という方のために！！**

青年部による『夜間のパソコン会計勉強会』です。

- 9月25日(土)、10月30日(土)、
- 11月27日(土)、12月25日(土)

午後6時から午後8時まで楽しくやってみよう！

*こちらも完全予約制です。☎0475-52-1284

事前申し込みの上お気軽においでください。

令和3年10月1日から受付が始まる**消費税のインボイス制度**について、その3回目。今回はもう少し詳しく紹介していきます。



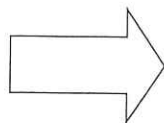
★そもそも「**インボイス**」って何だ!!

★「**インボイス**」とは直訳すれば「請求書」という意味ですが、今回の制度で言う「**インボイス**」とは「消費税法で認められた請求書＝適格請求書」のことです。

★では、買い手：東金青色商店と、売り手：青色太郎さんで、これまでの請求書との違いを見てみましょう。
 補足：東金青色商店（消費税の課税事業者）、青色太郎さん（消費税の免税事業者）

これまでの請求書

請求書	
東金青色商店へ	
10月分商品代	12,240円(税込)
10/3 切り花	6,600円
10/13 トマト	※4,320円
10/26 切り花	1,320円
合計	12,240円
(10%対象)	7,920円
(8%対象)	4,320円
※印は軽減税率対象商品	
青色太郎	



令和5年10月からの「インボイス」請求書

請求書	
東金青色商店へ	
10月分商品代	12,240円(税込)
10/3 切り花	6,600円
10/13 トマト	※4,320円
10/26 切り花	1,320円
合計	12,240円
(10%対象)	7,920円
内消費税	720円
(8%対象)	4,320円
内消費税	320円
※印は軽減税率対象商品	
青色太郎	登録番号 (T+数字13桁)

の部分が増加されます。

★令和5年10月1日からの請求書は、上記右側のように の部分が追加されることにより、東金青色商店は翌年の消費税申告時に「**インボイス**」に記載された **720円** と **320円** を仕入税額控除として、支払う消費税から控除することができます。つまり、東金青色商店は、この表示がないと仕入れにかかる消費税を控除できないということになります。（※ただし、免税事業者からの課税仕入の特例として、「**インボイス**」制度が導入されてから3年間は仕入税額相当額の80%、4年から6年後までは仕入税額相当額の50%が仕入税額控除として認められます。）

【言葉の説明：仕入税額控除とは】売上げに係る消費税から、仕入れにかかる消費税を控除すること。

★「**インボイス**」発行事業者への登録は**令和3年10月1日から受付スタート!**

★既に課税事業者の方も忘れずに**令和5年3月31日までに登録を済ませましょう!**

★そこで、東金青色商店（消費税の課税事業者）は、青色太郎さん（消費税の免税事業者）へ、令和5年3月31日までに「**インボイス**」（適格請求書）発行事業者への登録をするように依頼しました。

★困ったぞ!! 青色太郎さんは、①このまま免税事業者でいくか、②課税事業者として「**インボイス**」発行事業者となるか決める必要があります。

①を選択すると「**インボイス**」を発行できないため、取引先が消費税の納税の際不利益を被ることになり、取引先が少なくなる可能性が出てきます。

②を選択すると、令和5年10月1日以降の取引分から消費税の納税義務が発生します。

消費税が一般課税の場合、事業に必要な消耗品、農薬、肥料等の消費税について、仕入税額控除の適用を受けることもわかりました。（基準期間の課税売上高が5,000万円以下であれば簡易課税選択が可能です。）

★結果、これまで消費税の免税事業者であった青色太郎さんは、「**インボイス**」発行事業者の登録申請を行い、令和5年10月1日からは消費税の課税事業者になることになりました。

★ J Aや卸売市場、農産物直売所を例に上げて「インボイス」制度への取組方をみてみましょう！

★【問1】 私は、農産物を卸売市場や J Aを通じて委託販売していますが、買い手から「インボイス」の交付を求められた場合、私は「インボイス」を交付する必要がありますか。

【回答】

あなたは、買い手に対して、「インボイス」の交付をする必要はありません。

【解説】

「インボイス」発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合において、買い手（課税事業者に限ります。以下同じです。）から「インボイス」の交付を求められた場合には、「インボイス」を交付する義務が課されています。

ただし、農産物を卸売市場や J Aを通じて委託販売（一定の要件を満たすものに限り、）する場合には、出荷者や生産者自らが買い手を見つけて「インボイス」を交付することが困難なことから、出荷者や生産者は、「インボイス」の交付する義務を免除されています。

なお、買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには、卸売市場又は J Aが作成する名称等の法定記載事項が記載された書類を保存することが必要です。

★【問2】 私は、農産物を直売所を通じて委託販売していますが、買い手から「インボイス」の交付を求められた場合には、私は「インボイス」を交付する必要がありますか。

【回答】

原則として、あなたは、買い手に「インボイス」を交付する必要があります。

ただし、一定の要件を満たす場合には、直売所が「インボイス」を買い手に交付することもできます。

【解説】

問1の場合と異なり、農産物を直売所を通じて委託販売する場合には、生産者は買い手を特定できるため、買い手から「インボイス」の交付を求められた場合には、「インボイス」を交付する義務があります。

また、生産者及び直売所がともに「インボイス」発行事業者であることなどの一定の要件を満たす場合には、生産者に代わって直売所が買い手に「インボイス」を交付することもできます。

そのため、直売所は、生産者が「インボイス」発行事業者かどうか把握しておく必要がありますので、生産者と直売所で十分な打ち合わせを行う必要があります。

★「インボイス」の発行義務が免除されるもの

- ・ 税込み金額 3 万円未満の公共交通機関の運賃
- ・ 税込み金額 3 万円未満の自動販売機による商品販売
- ・ 郵便ポストに投函する郵便切手による郵便サービス

★簡易版「インボイス」について

小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業等については、相手の名前を省略した簡易版「インボイス」の発行が認められます。

★今後の対応について！

主な取引先が、同じ消費税の免税事業者や個人の消費者の場合、「インボイス」制度導入後も消費税の免税事業者として事業を継続されても問題はありません。

しかし、消費税の課税事業者は消費税の免税事業者と取引すると仕入税額控除＝2ページの【言葉の説明】を参考にしてください＝が適用できないため、より多くの消費税を納税することになり、利益が減ることになります。

今後、すべての事業者にかかわってくる「インボイス」制度。

- 消費税の免税事業者の方であれば、「インボイス」を発行するために消費税の課税事業者になることの検討や、これまで通り消費税の免税事業者を選択したとき想定されるケース
- 消費税課税事業者であれば、取引先から「インボイス」を受け取ることができない場合どうするか等々

「インボイス」発行事業者への登録期限は、令和5年3月31日です。今のうちに同業者等と情報交換を十分に
に行い、取引先に情報を求めるなどして『自分ならどうする』か、対応策を考えておきましょう！

東金青色申告会員のための

「インボイス制度」説明会のお知らせ！！

●9月17日(金)午後1時30分から

●会場:東金青色会館

※密を避けるため、少人数完全予約制です。

先ずは、電話予約をお願いします。

【インボイス制度に関する問い合わせ等】

●国税庁 消費税軽減税率インボイス制度電話相談センター

専用ダイヤル 0120-205-553

「受付時間」9:00~17:00(土日祝を除く)

●国税庁ホームページ内特設サイト「消費税の軽減税率制度について」に適格請求書等保存方式に関するQ&Aを掲載。

東金青色申告会から やさしい複式簿記教室の知らせ！！



会計ソフト使用、パソコンを使った初心者のための勉強会を開きます。パソコンをお持ちでない方は、青会でパソコンを準備。試してみようかなという方は、ぜひお申し込みください。少人数開催のため先着4名で締め切ります。

第1回 9月28日(火)

時間は いずれも午前9時30分から12時まで

第2回 10月5日(火)

参加費:テキスト代として300円必要です。

第3回 10月12日(火)

TEL 0475-52-1284 まで

やさしい事例を使って3回に分けて行います。これまで青色特別控除10万円だった方、来年はぜひ55万円控除を！

東金青色申告会9月から12月の行事予定

9月17日(金)	(AM) 青色ドック (PM) 研修会/理事・事務長合同会議	11月19日(金)	受託指導(パソコン会計方式) 記帳点検相談会(光支部)
9月21日(火)	パソコン会計勉強会	11月22日(火)	パソコン会計勉強会
9月25日(土)	青年部主催夜間パソコン会計勉強会	11月24日(水)	記帳点検相談会(大網支部)
10月19日(火)	パソコン会計勉強会		(AM)記帳点検相談会(蓮沼支部)
10月21日(木)	受託指導(説明会方式)	11月25日(木)	記帳点検相談会(松尾支部)
10月22日(金)	受託指導(パソコン会計方式)	11月27日(土)	記帳点検相談会(白里支部)
10月30日(土)	青年部主催夜間パソコン会計勉強会		記帳点検相談会(横芝支部)
11月2日(火)	(AM)記帳点検相談会(九十九里)		青年部主催夜間パソコン会計勉強会
11月5日(金)	理事・事務長合同会議	12月3日(金)	税務研修会/指導委員会
11月8日(月)	記帳点検相談会(東金)	12月7日(火)	受託指導(説明会方式)
11月10日(水)	税理士会との協議会	12月8日(水)	受託指導(パソコン会計方式)
11月11日(木)	(AM)記帳点検相談会(成東)	12月10日(金)	税理士による勉強会/理事会
11月12日(金)	(AM)記帳点検相談会(山武)	12月21日(火)	パソコン会計勉強会
11月16日(火)	納税表彰式	12月25日(土)	青年部主催夜間パソコン会計勉強会
11月18日(木)	受託指導(説明会方式)	12月28日(火)	仕事納め

今年の夏は例年以上に暑かった！夏の暑さに加えて、オリンピックの日本選手の活躍に熱くなったし、片時も外せないマスクもアツい！
近年、クールウエアなるものが人気らしい。上着やズボンにファンなんかがついていて、体温上昇を防いでくれる。この酷暑の中、クールウエアがあるから、外での仕事ができるとのこと。水分、塩分補給も忘れずに！くれぐれも熱中症に気を付けてお仕事を頑張ってください。
さてさて、8月も後半になると、頭をよぎり出すのが申告のこと。相変わらずコロナは猛威を振るっているし、どうするんだらうね来年の申告時期。本当に頭の痛いことだ……。とは言っても避けて通れない『確定申告』と。ならば、知恵を絞って対策を練りましょう。先ずは、ビールで頭と体を冷やして考えよう。え、逆効果、知ってるよ。

『孝夫のつぶやき』

